

## 弘前市広告入り窓口用封筒の無償提供に関する取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、弘前市有料広告取扱要綱及び弘前市有料広告掲載基準（平成 21 年 4 月 14 日告示）に定めるほか、広告入り窓口用封筒（以下、「窓口用封筒」という。）の無償提供に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 窓口用封筒 市が交付した各種証明書等を持ち帰るために、市民等に提供する封筒で、市の業務案内及び企業等の広告が印刷されたものをいう。
- (2) 無償提供者 窓口用封筒に広告掲載を希望する者を募集し、広告原稿の事前確認及び校正並びにその他広告主との調整等広告掲載に係る一連の業務を行い、市に窓口用封筒を無償提供する事業者をいう。

### 3 設置場所

窓口用封筒の設置場所は、市民課その他市長が指定する場所とする。

### 4 設置期間

窓口用封筒の設置期間は、弘前市窓口用封筒の無償提供者募集要項（以下、「募集要項」という。）で定めるものとする。

### 5 無償提供者の募集

- (1) 無償提供者の募集は、市ホームページその他市長が必要と判断した方法により行う。
- (2) 募集に際し、無償提供者の選定基準その他募集について必要な事項については、募集要項で定めるものとする。

### 6 無償提供の申込み

窓口用封筒の無償提供をしようとする者は、窓口用封筒無償提供申込書（様式第 1 号）及び募集要項に定める書類を市長に提出しなければならない。

### 7 無償提供者の決定

市長は、無償提供の申込みがあったときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、その結果を無償提供者に対し通知する。

### 8 協定書の締結

市長は、窓口用封筒の無償提供に関し、無償提供者と協定書を締結するものとする。

## 9 作製上の注意事項

- (1) 無償提供者は、広告主を募集するに当たり、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることのないよう十分配慮しなければならない。
- (2) 無償提供者は、窓口用封筒の色、形状その他の仕様及び掲載する広告について、市長と事前に協議し、その承諾を受けなければならない。
- (3) 窓口用封筒の数量並びに納品時期及び場所については、募集要項で定めるものとする。
- (4) 無償提供者は、市の業務内容等を窓口用封筒に掲載する際、市長の指示に従わなければならない。

## 10 問題発生時の対応

- (1) 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。
- (2) 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の損害賠償請求がなされた場合は、無償提供者の責任及び負担において解決するものとする。

## 11 提供の中止

市長は、市民に窓口用封筒を提供することが不適切と認めるときは、窓口用封筒の提供を中止するものとする。その際、無償提供者は、窓口用封筒を回収のうえ、代替の封筒を提供するものとする。

## 12 その他

この要領に定めるもののほか、窓口用封筒の作成及び無償提供に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 19 日から施行する。